



平成25年度

国民の租税総額85.9兆円

国税51.2兆円:地方税34.7兆円=60:40

しかし先の歳出では……

歳出

国69.1兆円:地方96.6兆円=42:58

- ① 税と歳出の配分比率が逆転(=国からの統制)
- ② 歳出総額の不足を地方交付税と国庫支出金(補助金)でカバー

※補助金によって地方が国に誘導される。必ずしも住民のニーズに合っているとは思えない。  
例)全国どこでも同じような公園

そこで地方財政計画。

内閣による地方自治体全体の翌年度の歳入歳出総額の見込み額の提出及び公表の義務を定めたもの。

役割

- ① 地方自治体が標準的な行政水準を確保できるための地方財源の保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

※地方財政計画を通じて地方財源が保障されているが、その水準が妥当かどうかによって地方財政=住民サービスが大きく規定される。

## 2.地方交付税と臨時財政対策債

### ●地方交付税

- ・地方自治間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供されるための財源を保障する。
- ・国が地方の代わりに国税の一部として徴収し、一定の基準に基づいて再配分する間接課徴形態の地方税

地方交付税の総額…出口ベースは地方財政計画によって決定する。  
(普通交付税94%、特別交付税6%)

普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

•基準財政需要額…各自治体が標準的な行政を行うために必要な経費のうち一般財源で賄うべき額(基準財政需要額 = 測定単位 × 単位費用 × 補正係数)

•基準財政収入額…地方団体の標準的な税収の75% + 地方譲与税額

※地方自治体の97%以上が地方交付税に依存している。

#### ●臨時財政対策債

- 交付税及び譲与税配布金特別会計による借り入れ(=「隠れ借金」)
- 2001年度以降は原則として新規借り入れを行わず、財源不足額については一般会計からの繰り入れ加算、地方負担分については臨時財政対策債(赤字地方債)による財源調達を実施。
- 臨時財政対策債の元利償還金は全額後年度に基準財政需要額へ算入。

※ここでの問題点は、元利償還金を国は翌年度上乘せずとしているも、地方交付税の減をされることで、結局基準財政需要額が減らされるということ。

### 3.財政論議のポイント

- 別枠加算の廃止。
- 歳出特別枠、大幅に縮小または廃止方針。

小泉政権の三位一体改革は投資的経費(公共事業費)を減らせ！  
しかし、今は一般行政経費の単独分を減らせ！に変わってきている。

別枠加算と歳出特別枠の分を『まち・ひと・しごと創生事業費』に充てる。

また、財源不足解消の後の財源超過分については、臨時財政対策債(赤字地方債)の実質償還(債務残高の純減)に充てる想定となっている。

●一般行政経費単独分の問題点は？

- 地方財政計画上で14兆円規模あるにもかかわらず、その83%が内訳や積算のない「枠計上」となっている。
- 地方歳出の決算をみても、どの部分が地方財政計画の一般行政経費(単独事業)にあたるのかが不明。
- 一般行政経費(単独事業)については、標準的な財政需要とは認められない過剰な金額が計上されているのではないか。

●総務省「平成28年度の地方財政の課題」

- 一般財源の総額について、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- 地方交付税については、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の発行抑制に努める。
- 地方創生に取り組めるように支援
- 人口減少、高齢化が進む中で持続的な成長を可能とする社会の実現を目指す観点から、地方法人課税改革等を進めるとともに、安定的な地方税体系(消費税)を構築。  
地方法人課税改革……一度国税として預かり、地方に配分すること。  
※これをしたら一生懸命企業を集める努力をしなくなるという批判がある。
- 行政サービスのオープン化、アウトソーシング等の推進、自治体情報システムのクラウド化等地方団体の財政マネジメントを強化。

●内閣府「経済・財政一体改革推進委員会」

- 「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定において、成果を一層反映。KPI。
- 公営企業を重点的に地方交付税で支援
- 広域連携を推進する地方自治体を地方交付税で支援
- 公共施設の集約化、複合化等を地方交付税で支援
- 歳出効率化に向けた取り組みで他団体のモデルとなるようなものを基準財政需要額の算定に反映(トップランナー方式)
- 地方税の実効的な徴収対策を行う地方自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の策定に反映

以 上